

豊見城市火災予防条例の一部が改正されました！

1 主な改正内容

(1) 消火器の準備

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をした上で使用することとします。

(第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条関係)



対象火気器具等とは

例) 液体 (ガソリン、灯油等)、 固体 (炭、薪等)、 気体 (プロパンガス等) を使用するコンロ、発電機、ホットプレート、ストーブ等

※ 多数の者が集合する催しとは

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つものを対象とします。なお、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外とします。

例：不特定多数の者の来場が予測される公園まつりや盆踊り大会、自治会で行うお祭り、神社の祭礼等の催しは対象とします。ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある催しは対象外とします。

(2) 指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものを「指定催し」として指定することとします。

(第 4 2 条の 2 関係)

※ 大規模なものとして消防長が定める要件に該当する「指定催し」は、次の告示のとおりです

豊見城市消防本部告示第1号

豊見城市火災予防条例における指定催しの要件に関する告示

豊見城市火災予防条例（昭和52年豊見城村条例第14号）第42条の2第1項の消防長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、1日当たりの人出予想が10万人以上であること。
- (2) 露店等が100店舗以上出店すること。

附則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

(3) 屋外における催しの防火管理

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、開催する14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないこととします。

(第42条の3関係)

(4) 露店等開設の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を用い露店等を開設する場合は、消防機関に届け出なければならないこととします。

(第45条関係)

※ 届出者について

当該催しの主催者又は露店等の開設を統括する者等が取りまとめて、消防機関に届出を行うことを想定しています。

(5) 罰則

「指定催し」を主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった者に対し、罰則（30万円以下の罰金）を科すこととします。

(第49条、第50条関係)

(6) 附則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

なお、施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の豊見城市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないものとします。

※ 露店等の開設届出書は各種申請書ダウンロードページよりお願いします。

補足説明

- ①豚汁、沖縄そば等に使用する火気器具（ガスコンロ）
- ②焼き肉及び焼き鳥等に使用する火気器具（バーベキューコンロ・七輪）
- ③焼きそば等に使用する火気器具（グリドル）
- ④液体（ガソリン、灯油等）等を使用する（発電機）

露店等で上記を使用する際は届出及び消火器の準備が必要です。

お問い合わせ

豊見城市消防本部・予防課

TEL.098-850-3105・

FAX.098-850-9563

メール：syoubou@city.tomigusuku.okinawa.jp